

重要事項説明書

<令和 7年 4月 1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 滄溟会（そうめいかい）
代表者名	理事長 中原 紘嗣（なかはら ひろつぐ）
所在地・連絡先	〒861-0117 熊本県熊本市北区植木町正清 888 電話：096-274-7700 FAX：096-274-7300

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	リハビリスタジオ ラン・らん
所在地・連絡先	〒861-0117 熊本県熊本市北区植木町正清 879 電話：096-274-7750
サービスの種類	通所介護・第一号通所事業
事業所番号	4370107981 号
管理者の氏名	山野 郁

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分(人)		職務の内容
		専従	兼務	
管理者	1		1	業務管理
生活相談員	2	1	1	相談業務・利用調整
介護職員	2	1	1	通所業務
看護職員	2	1	1	健康管理・機能訓練指導

(3) 利用定員とサービス提供地域

利用定員	午前の部 20名 / 午後の部 20名
サービス提供地域	熊本市北区植木町、山鹿市・山鹿市鹿央町・山鹿市鹿本町、 菊池市・菊池市七城町・菊池市泗水町

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	サービス提供時間
月曜日 ～ 土曜日	午前の部 9：30 ～ 12：30
祝日	午後の部 13：30 ～ 16：30
営業しない日	日曜日 ・ 12月31日 ～ 1月 3日

3 サービスの内容及び費用

(1)介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
リハビリ	◇機能訓練指導員が評価しプログラムを作成します。 ◇マシンや有酸素運動などによる体力の向上を図ります。 ◇レッドコードエクササイズによるバランス能力の向上、日常機能の改善・向上を図ります。 ◇物理療法による痛みの緩和に努めます。
生活指導	◇介護予防を目的とした生活面での改善・アドバイスを行います。
健康チェック	◇血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	◇利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	◇ご自宅から施設までの送迎を行います。

イ 利用料金

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割若しくは2割及び3割が利用者の負担額となります。介護保険の法定利用料に基づく金額となります。

通所介護事業 ※ () 内 2 割及び 3 割負担 (単位：円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 時間以上	370	423	479	533	588
4 時間未満	(740)	(846)	(958)	(1066)	(1176)
	(1110)	(1269)	(1437)	(1599)	(1764)

届出加算

個別機能訓練加算(I)イ (生活機能の維持・向上)	56 (112) (168) /日
口腔機能向上加算(I)	150 (300) (450) /日 (月2回)
サービス提供体制加算(III)	22 (44) (66) /日
介護職員処遇改善加算(I)	毎月算定単位の 5.9%
介護職員等特定処遇改善加算(II)	毎月算定単位の 1.0%
介護職員等ベースアップ等支援加算	毎月算定単位の 1.1%

第一号通所事業 ※ () 内 2 割及び 3 割負担 (単位：円)

通所型サービス 1 (要支援 1)	1672 (3344) (5016) /月
通所型サービス 2 (要支援 2)	3428 (6856) (10284) /月

一部市町村の第一号通所事業をご利用の方

要支援 1 で月 1~3 回のご利用の場合	通所型サービス 1 回数	384 単位×回数
要支援 1 で月 4 回以上のご利用の場合	通所型サービス 1	1672 単位
要支援 2 で月 1~7 回のご利用の場合	通所型サービス 2 回数	395 単位×回数
要支援 2 で月 8 回以上のご利用の場合	通所型サービス 2	3428 単位

届出加算

通所型サービス運動器機能向上加算	225 (450) (675) /月
通所型複合サービス実施加算 I 2	480 (960) (1440) /月
サービス提供体制加算 III	要支援 1 88 (176) (264) /月
	要支援 2 176 (352) (528) /月

- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- ・保険料の滞納等により事業者へ介護保険給付が行われない場合は、サービス利用は全額お支払いいただくこととなります。

(2) 介護保険給付対象外サービス（実費となります）

◇おむつ代

紙おむつ 126 円／枚 尿とりパット 20 円／枚

◇事業のサービス提供地域外の送迎費

当事業所サービス提供地域以外の地域にお住まいの方は送迎費が実費となります（当事業所サービス提供地域を超えた地点から片道 1 km ごとに 15 円徴収）。

◇その他

通所介護・第一号通所事業サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用はお客様の負担となります。

◇キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、キャンセル料は発生しませんが至急ご連絡ください。 【 連絡先:リハビリスタジオ ラン・らん 電話:096-274-7750 】

(3) 利用料等の支払方法

お支払い方法は、原則銀行または郵便局口座引き落としとさせていただきます。毎月 15 日までに前月分の請求をいたします。引き落とし日は郵便局 20 日、銀行 28 日となっております。入金確認後、領収証を発行します。

なお、残高不足等により引き落とされなかった場合は、翌月に 2 か月分の引き落としとなるか、直接事業所にご持参いただくこととなります。

4 サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

まずはお電話などでお申込みください。当社職員がお伺いいたします。通所介護・介護予防通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

＊居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用終了

① お客様でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。利用者の急な入院などでやむを得ない理由がある場合は、この限りではありません。

② 当社の都合によりサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスを終了させていただく場合がございます。その場合は終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します）

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合や介護保険の非保険者資格を喪失された場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は即座に契約を解約することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう勧告した

にも関わらず1ヶ月以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- ・地震や噴火等の天災、その他事業者の責に帰すべからぬ事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、サービスを終了させていただく場合がございます。
- ・体調不良の際はサービス利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）に罹患した場合、速やかに事業所に申し出ください。治癒するまでサービスの利用をお断りさせていただきます。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		

6 事故発生時の対応方法

事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者のご家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。なお、ご利用者の身体状況や疾病に伴うさまざまな症状が原因となり、下記に示すような危険性が伴うことを十分ご理解ください。

- ・高齢者の骨はもろく通常対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ・高齢者の血管はもろく軽度の打撲であっても皮下出血を生じることがあります。
- ・高齢者の皮膚は薄く少しの摩擦でも表皮剥離が生じることがあります。
- ・加齢や認知症の症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下し、誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高くなります。
- ・高齢のため脳や心臓の疾患によっては、急変・急死する場合があります。

7 サービス内容に関する苦情

- 弊社お客様苦情相談窓口

苦情相談窓口担当	管理者 山野 郁
受付日	月曜日～土曜日（ただし日曜日・12月31日～1月3日を除く）
受付時間	午前 8:30 ～ 17:30

- その他

熊本市健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課	電話：096-328-2793
熊本県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）	電話：096-340-8425

8 サービス利用に当たっての留意事項

- ◇ サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- ◇ 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ◇ 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ◇ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ◇ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ◇ 施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ◇ 施設内での利用者間での物品等のやり取りはご遠慮ください。

【事業所の特色】

(1) 事業の目的

要支援・要介護状態にある高齢者を対象に、心身機能の改善・維持向上を図り利用者が可能な限り自立した日常生活を送り続けることができるよう支援していきます。これら心身機能の改善などを通じて、個々の利用者の生活機能（活動レベル）や社会参加（役割レベル）の向上をもたらすことで、生活の質を高めることを目的としています。

(2) 運営方針

- ① 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療・福祉サービスの利用状況等の把握をするとともに、各関係者との連携を密に図りながら個々の利用者に応じたサービス提供していきます。
- ② 通所介護・第一号通所事業サービスの提供にあたっては、通所介護・第一号通所事業計画書に沿って実施していきます。
- ③ 心身機能の改善・維持向上を図り、可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように支援していきます。
- ④ 生活習慣の見直しや健康チェックなどを通じ、健康に対する意識が高められるよう支援していきます。
- ⑤ 利用者自身のニーズ・目標が達成できるよう支援していきます。

(3) 個人情報の取り扱いについて

- ① 適法かつ公平な手段によって、個人情報を取得いたします。提供された個人情報は、利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な範囲内で利用します。
- ② 取得した個人情報については、漏えい、滅失、き損の防止そのた安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- ③ 個人情報をその利用目的の範囲内において、サービス提供に必要な関係機関や外部委託者に必要な措置を講じて、提供することがあります。第三者に提供する場合は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人・家族等の同意を得ることなく第三者には提供しません。

(4) その他

- ① 当事業所が行うサービス提供に対する苦情については、当事業所で責任もって対応します。他の機関（市町村等）へ申し立てされる場合は協力をいたします。
- ② 当事業所に対する利用者等からの苦情については、市町村または国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、改善等の指示を受けた場合には速やかに改善を図ります。
- ③ 当事業所が行うサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償いたします。